

「埼玉県犯罪被害者等支援条例」骨子案に対する  
パブリックコメント（意見募集）の実施について

「埼玉県犯罪被害者等支援条例」の策定に当たり、多くの県民の皆様のご意見を反映するため、下記のとおりご意見を募集いたします。

記

1 募集期間

平成29年12月25日（月）～平成30年1月24日（水）（当日消印有効）

2 ご意見の提出方法

（1）記載事項

ア 個人でご提出いただく場合

住所、氏名、ご意見

<必要に応じて、性別、年齢、電話番号などを追加してください。>

イ 法人、その他の団体でご提出いただく場合

主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、ご意見

※ 住所、氏名（法人等の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）は必ず記載してください。

※ 様式は自由です。

（2）提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。電話等による口頭での意見はお受けできませんので、ご了承ください。

ア 郵便の場合

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-9-14

自由民主党埼玉県支部連合会 県民コメント担当宛

イ ファクシミリの場合

FAX番号 048-824-3328

ウ 電子メールの場合

E-mail: kudou@jimin-saitama.net

※ 電子メールで送信の際は、件名を「埼玉県犯罪被害者等支援条例」としてください。

### 3 ご意見の取扱い

- (1) 提出していただいたご意見を考慮して、「埼玉県犯罪被害者等支援条例」を策定いたします。
- (2) 個々のご意見に対する個別回答や提出いただいた書類等の返却はいたしませんのでご了承ください。

### 4 問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-9-14

自由民主党埼玉県支部連合会 県民コメント担当

T E L 048-824-3297

F A X 048-824-3328

E-mail kudou@jimin-saitama.net

以上

## 埼玉県犯罪被害者等支援条例（骨子案）

### I 条例制定の背景

平穏な生活を送ってきた方々が、ある日突然、犯罪等に巻き込まれる事件が後を絶ちません。

思いがけず被害に遭った犯罪被害者やその家族・遺族は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負うといった直接的な被害に加え、心身の不調等の精神的な問題や経済的な問題、居住場所や雇用の問題など、さまざまな問題に直面します。

こうした問題で苦しんでいる犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようにするためには、社会全体がそれぞれの犯罪被害者等の状況に応じて、その立場に寄り添った支援を途切れなく行っていく必要があります。

そこで、埼玉県自由民主党議員団では、プロジェクトチームを立ち上げ、県内の犯罪被害者等支援の現状を視察し、被害当事者の方や被害者支援に携わる方々との意見交換を行い、犯罪被害者等のための様々な施策を体系的に推進するための核となる条例の制定について検討してまいりました。

### II 条例の概要

#### 1 目的

この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策について、その基本となる事項を定め、総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図り、もって犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会を実現することを目的とします。

#### 2 条例で使用する言葉の定義

##### (1) 犯罪等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。

##### (2) 犯罪被害者等

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいいます。

##### (3) 二次的被害

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等の被害をいいます。

(4) 犯罪被害者等支援

犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援する取組をいいます。

(5) 民間支援団体

犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいいます。

3 基本理念

(1) 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有すること。

(2) 犯罪被害者等支援は、被害の状況及び原因、二次的被害の状況その他の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に推進されること。

(3) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受けることを旨として推進されること。

4 県の責務等

(1) 県の責務

県は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援のための施策を総合的かつ計画的に実施するものとします。

県は、前項の施策を実施するに当たっては、市町村その他の関係機関及び民間支援団体その他の関係する者（以下「関係機関等」といいます。）と相互に連携を図るものとします。

(2) 市町村への協力

県は、市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとします。

(3) 県民の責務

県民は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県及び市町村が行う犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。

#### (4) 事業者の責務

事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等支援に努めるものとします。

#### (5) 民間支援団体の責務

民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、県及び市町村が行う犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。

### 5 犯罪被害者等支援に関する指針

県は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、次の項目を記載した犯罪被害者等支援に関する指針を定め、公表することとします。

#### (1) 犯罪被害者等支援に関する基本方針

#### (2) 犯罪被害者等支援に関する具体的施策

#### (3) その他犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

### 6 犯罪被害者等支援に関する基本的な施策

#### (1) 相談及び情報の提供等

県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとします。

#### (2) 心身に受けた影響からの回復

県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、必要な施策を講ずるものとします。

#### (3) 日常生活の支援

県は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を営むことができるようにするため、必要な施策を講ずるものとします。

(4) 安全の確保

県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとします。

(5) 居住の安定

県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、又は犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止するため、犯罪被害者等の一時的な利用に供する住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとします。

(6) 雇用の安定

県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるために必要な施策を講ずるものとします。

(7) 経済的な助成に関する情報の提供等

県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとします。

(8) 広報及び啓発

県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について県民及び事業者の理解を深めるため、広報活動及び啓発活動を通じて、社会全体として犯罪被害者等支援が推進されるよう、必要な施策を講ずるものとします。

(9) 人材の育成

県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修その他の必要な施策を講ずるものとします。

(10) 民間支援団体等による支援の推進

県は、民間支援団体その他の関係する者が適切かつ効果的に犯罪被害

者等支援を推進することができるよう、情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとします。

## 7 犯罪被害者等支援の推進体制の整備等

### (1) 犯罪被害者等支援の推進体制の整備

県は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、犯罪被害者等支援を推進するために必要な体制の整備を行うものとします。

この体制の整備に当たっては、県と民間支援団体が一体となって犯罪被害者等支援を総合的に行う体制の充実、関係機関等相互間の犯罪被害者等支援に係る情報の共有及び協議の促進その他の関係機関等相互間の連携の強化を図るものとします。

### (2) 市町村の総合的対応窓口の体制の充実

県は、市町村が設置する犯罪被害者等支援を総合的に行う窓口の体制の充実を図るため、市町村に対する情報の提供、助言、研修の実施その他の必要な援助を講ずるものとします。

### (3) 財政上の措置

県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

### (4) 議会への報告

県は、犯罪被害者等支援に関して講じた施策の実施状況について、適宜、議会に報告するものとします。

## 8 施行期日等

### (1) 公布の日から施行することとします（予定）

### (2) 社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うこととします。